

職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

数料

は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付
し受けます。

の受付 1件につき 710 円（消費税相当分を含む。）

を求人者から

の受付 1件につき 710 円（消費税相当分を含む。）

を求職者から

だし、同一の求職者にかかる求職の申込みの受理が1箇月に3件
える場合には、3件分を超えては申し受けません。

紹介手数料

決定した場合には、求人者から、次の(1)又は(2)のいずれかの額
数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

、同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、
超えた雇用については申し受けません。

(1)
われた賃金の11.0%（消費税相当分を含む。）に相当する額（(2)
する場合は(2)に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6箇月を
雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうち
か大きい額

(2)
当6箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額の

ⅲ. 5 %（消費税相当分を含む。）に相当する額

当6箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨
支払われた賃金及び8箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を